

第3回 ペストコントロール フォーラム東京の開催

事務局

平成23年7月21日(木)午後1時30分から、武蔵野公会堂において武蔵野市役所と共催して実施した。

今回のフォーラムは「蚊の防除法」と「アライグマ・ハクビシンの生態と対策」に関する知識の普及を図ることを目的とした。

都民、保育園・幼稚園、行政関係者、協会会員等を対象に案内状を発送する他、武蔵野市報による広報を行った。

132人が参加し、その内訳は、都民10人、保育園・幼稚園2人、行政関係者41人、会員・賛助会員79人であった。残念ながら保育園・幼稚園の参加が少なかったのは、共催者の意図に反してテーマがそぐわなかったことが原因かと推測した。今後の反省材料となった。

下記の2演題について講演があった。

1. 武蔵野市における蚊成虫防除試験と住宅地における蚊幼虫防除活動の進め方

(社)東京都ペストコントロール協会理事

緒方 一喜

次の二つのテーマについて講演があった。

(1) 武蔵野市において実施した蚊成虫防除の試み

感染症発生時に必要となる媒介蚊成虫の緊急的防除法の確立を目的としてヒトスジシマカ成虫の防除法について日本防疫殺虫剤協会との共同研究を実施した。

ペルメトリン5%、フェノトリン10%、エトフェンプロックス7%の各水性乳剤を蚊成虫の潜伏場所、活動場所等の地面や地面に近い植

物体に広く全面的に噴霧した。

その結果、飛来密度が、散布後3日間は0近くに低下した。その後、929㎡に散布したペルメトリンでは10日間ほどは低密度に低下し、その後緩やかに回復した。他の2薬剤(散布面積158㎡と174㎡)では4~5日後から緩やかに回復が見られた。

この薬剤間の回復の早さの違いは、薬剤の種類によるものではなく、散布面積によるものであり、散布面積が広ければ、さらに残効期間の延長が見込まれると考えた。

魚毒性等の環境影響を配慮し、地域住民の理解等が得られれば、ペルメトリン、フェノトリン、エトフェンプロックス水性乳剤の直接噴霧は感染症発生時の媒介蚊緊急対策の手法として十分実用的であろうと結論した。

(2) 地域住民による蚊幼虫防除対策の進め方

蚊対策の基本は平常時の幼虫対策が効果的である。地域住民による組織的な蚊防除対策の実施に当たっての基本的な進め方としては、

1. 地域内の被害状況の把握。
2. 防除法の策定。
3. 発生源の把握。
4. 散布薬剤の選定。
5. 住民組織による散布班の編成・散布法の策定。
6. 防除効果の判定・防除法の修正等の順序で実施していくことが適切である。

以上の進め方に従って、横浜市のある住宅地では、長年に亘り薬剤を重点的に雨水ます

第3回 ペストコントロール フォーラム東京の開催

に定期的に散布する防除活動を行い、大きな成果を上げてきた。

しかし一方では、原因となる雨水ますの構造的改善が根本的解決法であると言う本質も明らかになってきた。

2. ハクビシンとアライグマの生態と対策

日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構

機構長 羽山 伸一

最近の協会の害虫相談では都民からのハクビシンによる被害についての相談件数が増えており、また、アライグマについても相談を受けることが多い。

そこで、野生動物の保護・管理に多方面で活動されている日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構長である羽山伸一先生に「ハクビシンとアライグマの生態と対策」というテーマで講演をお願いした。

講演の要旨は、概ね以下のとおりであった。

野生生物、家畜種、栽培種が海外から我が国に人為的に移入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を外来生物という。

外来生物は、我が国の在来生物とその性質が異なることにより日本在来の生物を捕食・競合、植生破壊、病原体の媒介、雑種化による遺伝子をかく乱したりする影響がある。この影響を生態系等に係る被害という。

この生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外

来生物を特定外来生物という。

特定外来生物の侵入原因として、飼育(愛玩、展示等)動物の遺棄・逸走、産業用動物の遺棄・逸走、天敵利用のための放逐、貨物等への混入等がある。東京近郊に生息するよく似た動物は、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマで、何でも食べる、寿命が長い、巣穴で繁殖等の共通点がある。

アライグマもハクビシンも5本指で、アライグマは細長い指の跡、ハクビシンは指が短く丸い跡がつく。共通点としては、何でも食べるが特に果樹やとうもろこしを好む、寿命が長いので定着して被害を繰り返すおそれがある、巣穴で繁殖するので住宅地域へ侵入するおそれがある。

捕獲は、エッグトラップと箱罠タイプのものであり、それぞれ一長一短ある。

特定外来生物による被害を防止するために、輸入の禁止と併せて飼養、栽培、保管、運搬等について規制をする。必要に応じて国や自治体等が野外等の外来生物の防除を行う。防除を行うには、国は防除対象となる特定外来生物の種類、区域及び期間、捕獲、採取、殺処分等の防除の内容、防除の目標等を定め公示しなければならない。

捕獲に関しては、CPUE(単位面積当たりの捕獲効率)という指標があり、相対的な生息密度指標として利用されている。連続した2年間でのCPUの変化から捕獲の効果が検証でき、また限られた数のオリを効率的に配置できる。